

盛岡地域におけるし尿収集運搬料金について

平成 26 年 2 月 17 日
環 境 部

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正により、平成 26 年 4 月 1 日からし尿の収集運搬手数料の規定が削除されることから、盛岡地域（盛岡市のうち旧都南村及び玉山区を除いた地域）のし尿収集運搬料金は許可業者が定める金額となる。

このことから、今後のし尿収集運搬料金は次のとおり進めることとしたい。

- 1 平成 26 年 4 月 1 日以後のし尿の収集運搬については、市が収集運搬料金の基準額を定めるとともに、許可業者はその基準額の範囲内での料金徴収とするよう市と許可業者との間で覚書を取り交わすこととする。

なお、当該基準額及び基準額の改定方法については、市長決裁（要綱形式。概要は裏面のとおりに。）で定めることとする。

- 2 平成 26 年 4 月 1 日以後のし尿収集運搬の基準額については、消費税率が引き上げられることから、現行料金を改定し、100 につき 73 円で算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

なお、この額については、平成 26 年 2 月 10 日開催の盛岡市廃棄物対策審議会において妥当である旨答申を得ているものである。

<参考> 現行料金（平成 26 年 3 月末まで）

100 につき 73 円で算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

盛岡地域におけるし尿の収集運搬料金に関する要綱の概要

第1 趣旨

この要綱においては、盛岡地域におけるし尿（し尿、浄化槽汚泥及び生活に起因する汚水を含む。以下同じ。）の収集及び運搬（以下「くみ取り」という。）の料金並びに当該料金の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2 くみ取り料金

し尿くみ取りに係る料金は、次表の額（以下「基準額」という。）を基準とすること。

くみ取り料金	10リッターにつき 73円に100分の108を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
--------	--

第3 基準額の改定

- 1 許可業者（し尿処理を取り扱う許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、基準額の改定を希望するときは、原価計算書等の資料を添えて、改定理由、改定率、改定時期を明示した要望書を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、要望書が提出されたときは、その内容を審査し、基準額の改定が必要と認めるときは、遅滞なく、盛岡市廃棄物対策審議会に諮問し、その答申を尊重して、基準額を改定するものとする。
- 3 市長は、基準額を改定したときは、市民に周知するとともに、許可業者に文書で通知するものとする。

第4 覚書の取り交わし

市長と許可業者とは、基準額の決定及び基準額の改定方法に関し、別途覚書を取り交わすとともに、盛岡地域におけるし尿のくみ取りに関し、必要に応じ、情報の交換、情報提供、協議等を行うものとする。

第5 施行期日

平成26年4月1日から施行するものとする。